

2022-8-28

インドシナからウクライナへ ～心の開国を考える～

難民を助ける会 会長 長 有紀枝

「難民を助ける会」の長（おさ）でございます。

本日は、相馬先生ゆかりの元 MRA、現国際 IC 日本協会の交流会で、皆様にお話しできる機会を頂き嬉しく思っております。

本日は2つの「心の開国」を巡って話をしたいと思います。

1つは、インドシナ難民支援と「難民を助ける会」、そして日本の難民受け入れについての話で、これを1つ目の「心の開国」とすると、2つ目の「心の開国」はウクライナ難民支援と「難民を助ける会」の活動及び日本の受け入れについてで、今この2つ目が本当に「心の開国」となるかどうかという瀬戸際にあると思いますので、この点をお話しして皆様と考えたいと思います。

そもそも「難民」という言葉は、報道でも「難民」とか「避難民」というように使われていますが、これは両方の言葉とも正しくて、それぞれ意図があって使われています。

1951年に、「難民の地位に関する条約」ができました。第2次大戦直後の混乱を治めるためにできたのがこの「難民の地位に関する条約」でした。この条約によると「難民」とは「人種、宗教、国籍、政治的意見やまたは特定の社会集団に属するなどの理由で、自国にいと迫害を受けるかあるいは迫害を受ける恐れがあるために他国に逃れた」人と定義されています。この条件にピッタリ合う人が本来の意味での「難民」です。私たちの感覚では、「亡命」に近い印象かと思います。ただ、この条約には、1951年1月1日以前にヨーロッパで発生した事件だけを対象とするとの限定がついています。

ところが、難民問題はヨーロッパだけにとどまらないし、第2次大戦に関わる人だけの問題でもないのです。1967年に「難民の地位に関する議定書」ができました。これは「難民」の定義は一緒なのですが、51年以前という時間的制約とヨーロッパでという地理的制限を取り払ったものです。今この両方に入っている国は146カ国になりました。

かつてインドシナ難民が流れ着いた時には、日本はまだこの条約に入っていませんでした。ですので、今日は「難民を助ける会」の吹浦忠正先生もいらっしゃいますが、こういった先達の方々の活動があって、日本は条約を批准していったのです。

このように、難民条約上の「難民」の定義は狭いものなのです。ですから、この定義に当てはまる「難民」は、「条約難民」とか「狭義の難民」と呼ばれています。

それに対して、その後アフリカやラテンアメリカの国々で紛争で追われた方々がたくさん出て来て、そういった地域の方々も難民として処遇しようということで、地域的な条約が結ばれました。こちらを「条約難民」に対して、「広義の難民」と呼んでいます。但し、この条約はアフリカとラテンアメリカでの条約なので、日本やヨーロッパの国々が条約上受け入れなければならないというわけではなく、日本やヨーロッパが受け入れ対象とするのはあくまでも先程の「条約難民」ということになります。UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）は、「条約難民」から「広義の難民」までの支援を行っています。

さて、ここからは本題の1つ目の「心の開国」についてのお話に入ります。

ベトナム戦争は、1975年4月30日にサイゴンが陥落して終結しましたが、そのころから一挙に難民が出始めました。ベトナム、ラオス、カンボジアのインドシナ3国から国外へ脱出した人の合計は144万人といわれています。そのうち日本は1万1千人強を受け入れています。この人たちは、ベトナムからはボートピープルという形で、またラオスやカンボジアからは陸路で（ランドピープルと呼ばれます）脱出したのですが、例えばボートピープルの場合、船に乗るまでに当局に何度も捕まって、中には刑務所に入ったりということを繰り返しながらやっとボートに乗れたということで、決して誰でもがボートピープルになれたわけではないのです。ボートに乗れば乗ったで、今度は海賊に襲われたりします。何故海賊に狙われるかというと、国が亡くなるということは自国のお金がただの紙切れになってしまうということなので、皆なけなしのお金を金（ゴールド）などの貴金属に替えて身につけている人が大勢いたのです。そこを海賊が狙うわけです。女性はレイプされて金品を奪われ、男性は海に突き落とされて殺害されてしまいます。日本に辿り着いた人はほんの一部の人なのです。またランドピープルの人達は、地雷や不発弾によって足を失った人たちが大勢いて、そのことがその後私たち「難民を助ける会」が障害者支援を行うことに繋がっています。「難民を助ける会」設立者の相馬雪香先生は、1933年に相馬恵胤氏と結婚されて、その後恵胤氏が満州に行かれる際に同行して戦後の引き上げを経験されています。

「引き揚げ」とか「疎開」と言いますが、今の難民問題の観点からすると「難民」とか「国内避難民」に該当すると思います。そういうご経験があればこそだと思うのですが、日本は難民に対してヒドイ国だということで作られたのが「インドシナ難民を助ける会」なのです。その時相馬先生が仰ったのが、日本の善意を世界に示そうということだけではなくて、日本を世界の孤児にしてはいけない、ということでした。相馬先生のお父上の尾崎行雄は、「第2次大戦が始まったのは日本が世界の孤児になってしまったからだ」と言ったそうですが、相馬先生は、「日本を2度と再び世界の孤児にしてはいけない」ということと「日本は島国根性と言われるけれども、マルタ島のような島国根性に変えていこう」と仰いました。

日本と地中海のマルタ島とでは、地理的にも地政学的にも置かれた位置が異なっていて一

概には言えないと思いますが、日本は海に囲まれているので世界と断絶していると考えるのに対して、マルタ島では海を通じて世界とつながっていると考えるというのです。

日本でも沖縄にはマルタ島のような発想があるのかもしれませんが、私も旧ユーゴスラヴィアの難民支援の際に「マルタの騎士団」という支援団体の人に出会ったことがあります。難民支援を通じて、日本の島国根性をマルタ島のような島国根性に変えていこうということでスタートしたのが「難民を助ける会」なのです。

会のネーミングについてですが、先程お話ししたように、当初は「インドシナ難民を助ける会」としてスタートしました。当時はベトナム、ラオス、カンボジアの人々を支援するために立ち上げたからで、後に相馬先生は「会がすぐに活動を開始するということで名前など考えている暇がなかった」と仰っていましたが、インドシナ難民を助けることが目的のだから目的そのものの名前がいいじゃないかということと、もう一つ当時はインドシナ難民支援が終わったらこの会は解散するつもりだった、という事情があります。

ところが、インドシナ難民支援がまだ片付かないうちに、1984年にアフリカ飢饉が起ったのでアフリカにも活動範囲を広げることになりました。そこで名称から「インドシナ」を外して、今日の「難民を助ける会」にしました。

但し、英文名称については2回変更しています。当初は「インドシナ難民を助ける会」(Association to Aid the Indochinese Refugees, Japan)と名乗ったのですが、その後日本語名称と同様の理由で Indochinese を取ったのです。その後、海外で活動する時には Association to Aid the Refugees, Japan (AAR Japan)として活動するのですが、そもそも難民というのはその国の政府に楯突いて、というかその国の政府から迫害を受けて出国するわけなので、その国にとっては難民という言葉自体が非常に政治的なものとなるわけです。そのため Association to Aid the Refugees という名称では NGO として登録することができない国が多くなってしまいました。我が国には難民はいないと言われてしまうわけです。ところで、「AAR」という略称はAが2つ続くので、海外での難民支援を行う NGO の一覧リストを作る際などにはトップに掲載されて目立つわけです。折角だからこの略称は残そうということで、相馬先生も考えて下さって Association for Aid and Relief, Japan という名称として、「難民 (Refugees)」という言葉は入らなくなったのです。英語名称変更以来 20 余年になりますが、この名称でこれまで 65 以上の国・地域で、今現在も 16 カ国以上で活動しております。

主な活動としては、難民支援から始まったのですが、難民支援の現場では障害者の方がとても多く存在していて、これは戦争被害によって障害者になるということもありますが、もともと戦争がなくても平時から人口の 1 割くらいは障害のある方々はいるわけで、海外での難民支援においても国内の災害復旧支援などにおいても、障害者支援が活動の 1 つの柱となっています。また私たちが支援に行った現場では必ずと言っていいほど地雷や不発弾の問題があったので地雷・不発弾対策を行っています。また、もともとは難民支援で始まった組織ですが、今では海外でも国内でも災害対応支援を行っています。

さらには、感染症対策(これまで、マラリアや HIV 対策、現在は、COVID-19 とマイセトーマ対策)、あるいは難民キャンプでの水などの衛生面への対策活動を行っています。また別の面では、国内での提言活動があります。そもそも日本が難民を受け入れるようになったのも、あるいは難民条約に入るようになったのも、私たちの提言活動が大きな力になったものと思っています。地雷の対策もそのよい例で、小・中・高校で国際理解教育を行っています。

次に、ウクライナの現状と私どもの「難民を助ける会」の活動についてお話しします。

今ウクライナでは、未曾有の難民問題が起きています。同時に非常に深刻な問題なのが、国内避難民の問題です。難民と何が違うかという、難民は国境を越えた人々です。国内避難民は国内にとどまっているものの、自宅や故郷を追われた人々です。この国内避難民が、世界でも大勢いて深刻な問題となっているのです。

ウクライナでは、ロシア軍により、大変深刻な国際人道法上の違反行為が起っています。多数の市民が犠牲になっているし、非人道的な兵器が使われています。人道を無視した戦争犯罪がおこなわれ、

女性・男性に対する性暴力が行われ、人道支援が妨害されたり、捕虜を含む戦闘員以外の兵士や一般市民が強制的にロシアに移送されたりといったことが起きています。

そう考えていくと、未曾有の難民問題というのは、もしかするとこれだけの人道法違反や人道危機を犯して多くの難民や国内避難民を出して、周囲の国を含めた混乱を引き起こすことを目的として生み出されたものなのではないか、と勘ぐりたくなるくらいの深刻な事態が起きているのです。

これは国連人権高等弁務官事務所 (UNOHCHR) の調査で、8/14 現在の公表されている一番新しい数字ですが、市民だけで 5,000 人以上が亡くなっていて、負傷者も 7,000 人以上います。8/14 現在なので、本日現在ではもっと増えているはずです。この方々の中には、足を切断したり一生残る障害を負った方もいます。亡くなった人の内訳としては、男性が 2,000 人以上、女性が 1,500 人近く、子どもも亡くなっています。他方、亡くなった 39 人の子供と 1,582 人の大人は性別が不明だそうです。負傷した人たちも同じで、200 人の子供、4,300 人の大人は性別不明だそうです。性別が不明な程、遺体が傷んでいるということもあるでしょうし、情報が錯綜しているということもあると思われます。

イギリスの HALO Trust という「難民を助ける会」と長く地雷対策と一緒に活動している団体の調査によると、判明しているだけで(彼らは表に出ている資料のみでデータを纏めているので、こういう言い方をしているのですが) 89 件の地雷や不発弾の事故が起きています。これは 7/12 現在なので、今ではもっと増えていると思われます。71 人の死亡と 98 人の負傷です。もともと対人地雷は、火薬の量は大人の手足が吹き飛ぶくらいに抑えられているので、成人男性であればケガは負うのですが亡くなるというのは少ないのです。同様に、不発弾も地雷同様の被害を引き起こしています。

たとえば、クラスター爆弾というのがあって、親爆弾の中に 200 個くらいの子爆弾が入っ

ていて上空で爆発して広範囲に散布される兵器です。兵器として有効なのは、広い範囲に散らばるので、空港などの広い範囲を一遍に叩くときに便利で、また焼夷機能も付いています。火事が起きるし、装甲車両を射抜く位の力があるので、その威力は対人地雷の比ではありません。問題なのは、上空からまかれる時の天候や着弾した際の植生や土壌によって、高い確率で不発弾となることです。地面に落ちていると、対人地雷と同様な働きをしてしまいますが、クラスター弾は火薬量が格段に多いので、いったん爆発すれば周囲の人も巻き添えとなってしまいます。

因みに、クラスター爆弾は条約で禁止されていますが、ロシアもウクライナも条約に入っておらず、ロシア軍もウクライナ軍も使っています。従って条約違反ではないということです。対人地雷については、ロシアは条約未加入国ですが、ウクライナは加入しています。

また、対戦車地雷が非常に多く使われているのもこの戦争の特徴の一つです。地続きの国同士なので双方が戦車を使うのですが、それに対して対戦車地雷が埋められていて、ウクライナは世界の穀倉と言われるほどの農業国なので農業用トラクターなどを巻き込んだ事故も多発しています。

ウクライナの非常事態庁が6月に公表した数字では、地雷、不発弾などの爆発物で汚染されたウクライナの土地が約30万平方キロに上り、これは日本の国土の5分の4に当たります。イタリアであれば全土に当たる広さとのことで、処理には少なくとも10年はかかるということです。6月以降も戦闘は深刻な事態が続いているので、汚染地域はもっと増えてしまっていると懸念されます。その結果、多くのウクライナ国民が難民として国外に出ています。ただ、気をつけねばならないこととして、今回2/24にロシアによる侵攻が始まる以前に、2014年のクリミア併合とか東部地域のドンバス紛争により、多い時で165万人の国内避難民がいたのです。その後自宅に戻れた人もいましたが、昨年末の時点でまだ85万人の国内避難民がいました。現在は、ウクライナの人口約4,200万人中1,800万人が難民や避難民になっています。8/23現在、1,153万6,470人の人が国を追われ、国外へ出ています。冒頭お話ししたように、この方々は戦火を逃れているので、「条約上の難民」とは区別され「広義の難民」に該当します。

今回のウクライナの特徴なのですが、国外に出た人の方が国内避難民よりも多いということがあります。普通は、国外へ出る人よりも国内避難民の方が多いのです。ウクライナの場合は、周囲の国がウクライナに対して一斉に国境を開いて、鉄道も発達しているので、国外にドンドン逃げるのができたという事情があります。忘れてはいけないこととして、昨年末時点で85万人の国内避難民がいたわけですが、この方々は今再び避難を強いられて2度目、3度目の避難生活になっているということです。一方で8/23現在、500万人近い人が国外から国内に戻ってきているという現実もあります。国内避難民の方たちの中にも自宅近くに戻っている人もいて、帰還が早いのも今回のウクライナの特徴です。

世界全体に眼を移してみると、毎年6/20の「世界難民の日」にあわせ国連難民高等弁務官

事務所（UNHCR）が世界の難民の情報を発表しています。それによると昨年末時点で、世界で8,930万人が強制移動を強いられていて、その内訳として国内避難民が5,320万人、難民が2,700万人で、難民として保護を申請中の人を別にして、これだけの数の人達が紛争、暴力や迫害によって強制的な移動を強いられています。難民2,700万人のうち、7割以上は隣国にいて低・中所得の層が圧倒的に多いと言われていています。特に途上国の中でも貧しい国に、難民全体の3割がいるという現状です。こうした状況の中で、今回のウクライナ危機が発生したわけで、この結果、過去最大と言われていた昨年末の8,930万人という数字が、ウクライナの難民、避難民が加わってあつと言う間に1億人を超えてしまったのです。

UNHCRの代表のフィリッポ・グランディさんは、1億というのは超えてはいけない数字だということを仰っていました。昨年秋の状況では、難民の出身国はシリア、ベネズエラ、アフガニスタン、南スーダン、ミャンマーなどの国だったのですが、今はトップにウクライナが躍り出てしまっています。難民の受け入れ国としては、シリア難民はトルコへ、ベネズエラはコロンビアへ、南スーダンはウガンダ、アフガニスタンはパキスタンですが、ウクライナからは国境を接するポーランドやロシア、そして欧州の近隣国へ逃れています。

ウクライナ人の避難先としては、国境を接した国が上位に来ていますが、国境を接していないのに上位に来ている国はドイツの97万人とチェコの41万人です。ウクライナの避難民の特徴の1つとしては、9割が女性と子供で一部高齢者が入っています。成人男性は、出国が禁止されているという事情があるためです。また、もう1つの特徴として、難民キャンプが存在しないということがあります。EU域内を自由意思で移動できるということと市民社会が十分な体制で受け入れているということが背景にあります。今まではウクライナの近隣の国は、ウクライナ以外の人達をこのようには受け入れてこなかったのですが、ダブルスタンダードだという批判はあるのですが、UNHCRの統計を見ても難民受け入れは圧倒的に隣国が多いということを考えると、ポーランドやハンガリーがウクライナの人々を、即ち隣の国の人を受け入れたということは、難民受け入れの常道ともいえる対応だということは意識しておく必要があるのではないかと思います。なお、ロシアに逃れた難民と呼ばれる人々と、ロシアへ強制的に移送・連行された人々の数が重複しているのか、別なのか、そのあたりのことを調べていますが、明確なことはわかりません。

「難民を助ける会」は、どんな活動をしているかということについてお話しします。

ウクライナ国内ではテルノピリ州の修道院に東部、南部から逃れてきた人たちが大勢滞在しているので、ポーランドのカトリック修道会と連携して、食料、医薬品や子供服などを調達して、陸路でテルノピリに送っています。また、キーウ近郊とかルーマニア国境近くのチェルニウツィ州の障害者施設も支援しています。これは先ほども述べたように、地雷対策と共に障害者支援に取り組んだことに由来する活動です。

（写真を示しながら）この子たちは避難民です。日本の皆様からの募金でこういったものを

調達して、これは紙おむつですが、提供しています。これらはウクライナ国内での活動ですが、国境を越えて避難した人たちへは、モルドバで難民支援を行っています。

モルドバは経済規模が本当に小さく欧州でも貧しい国のひとつです。EUにも入っておらず、従ってEUからの支援もありません。人口260万人のところ、48万人の避難民が入ってきているのです。ポーランドの受け入れ人数の10分の1ですが、その経済的・社会的影響はポーランドの比ではありません。避難民の中には、先ず隣国に避難してさらに西へと行く人もいますが、モルドバに留まっている人達は経済的に比較的厳しい方々が多いと言われています。モルドバは貧しい国であるが故に、物価などもヨーロッパの他の国々と比べて安いからです。「難民を助ける会」としては、初めの段階で万一ウクライナ国内に入れないうきは近隣諸国のどこから支援すべきかと考えた際に、受け入れている避難民の数は少ないかもしれないけれど、経済的には一番負担の大きい受け入れ国を支援したいということで、モルドバでの活動を始めました。3月にモルドバへ職員を派遣して、5月に事務所を開設して、現在はここを拠点に支援活動を継続しています。

モルドバの街中を歩いていても、難民キャンプは大きなものは無くて、避難民が目につくことはありません。モルドバ人のご自宅に滞在している方が多いので、そういう避難民からいろいろ話を聞いて調査しています。

(写真を示して) こちらは大学の学生寮が避難所になっているのですが、温かい食事が食べられないということで、モルドバの日本料理店に協力していただき、食堂で温かいものを作ってもらって提供することができています。やはり、暖かい食事が有難いとの声が寄せられています。

(写真を示して) これは、生活必需品を支援しているところです。援助による支援額は、1人当たり15,000円/月程度と言われますが、モルドバのキシノウ郊外の家賃が4万円~5万円/月だそうで、自分でお金を持っている人でなければとても暮らして行けないような状況です。避難民は、知り合いの家とか寮などで暮らしている人が多いので、「難民を助ける会」の支援がその方たちの命をつないでいると言えます。学生寮には、子どもたちのためのスペースも作ってあって、これはお母さんたちへの支援ともなっています。心理的なサポートも行っています。

以上に加えて、「難民を助ける会」とHALO Trustが協力して、9/1からウクライナ国内で地雷除去を支援すべく準備していて、今現在その要員の訓練をしているところです。HP等で進み具合を報告していきたいと思っています。

次に、日本の難民政策とウクライナ避難民の受け入れについてお話しします。

日本には、どのような人が難民として入国しているのでしょうか。

大きく分けて3種類あります。外務省のホームページの分類に従いますが、先ず1つ目が条約難民、狭い意味での難民です。日本が条約に入っているので、法的に受け入れなければならない条約上の難民です。次に、受け入れはもう終わっていますが、インドシナ難民。こ

の方たちは広い意味での難民に当たります。日本政府は、インドシナ難民は条約上の難民でなくても受け入れる、と閣議決定して受け入れました。3 つ目として、第三国定住の人達。最新の数字で 15,717 人がこの立場で日本に来ています。

先ず条約難民ですが、法務省の出入国在留管理庁（以前の入国管理局）が所管していて、1981 年に難民条約に加入、82 年に認定制度がスタートしています。昨年未までの申請数が 87,892 人いますが、このうち難民として認定されたのは 915 人にすぎません。このうち 1 回目の申請では不認定となり、不服を申し立てた結果認定された人が 147 件ありました。他方で、条約上の難民には該当しないけれども、今の状況を考えるとその国に戻すのは人道的に問題だということで、難民とは認定されなかったのだが在留を認められた人が 3,289 件あります。広義の難民と捉えたとも言えますが、人道上の配慮を行ったということです。それでは、どういう人たちが人道上の配慮を受けたのかというと、昨年に限れば 580 人が認められていて、そのうち国情などを考慮して認められた人が 525 人で、国別にはミャンマー、シリア、エチオピア、スリランカ、アフガニスタン、中国、イエメン、イラク、イラン、ウガンダ、ガーナといった国々です。

広い意味での難民として、これまでに最大人数を受け入れたのはインドシナ難民で、先ほどお話ししたように政府が閣議決定して 11,319 人を受け入れています。インドシナ難民の受け入れは、難民条約に入る前 1978 年から始まっているのですが、2005 年に終了するまでに 11,319 人が受け入れられたということです。

第三国定住とはどういうものかという、先ず難民は最初に隣国に逃れるわけですが、これが 1 次庇護国です。そこの難民キャンプなどにいる人が第三国である日本に来るとするのが第三国定住です。日本の場合、世界中を対象にしているのではなくて、アジア地域の中でも特にミャンマー難民だけを第三国定住の対象としています。もっと詳しく言うと、先ほどのインドシナ難民の中にも、第三国定住という形で海外の難民キャンプから日本へ来た人がいます。従って、第三国定住は昔からあったのですが、今現在は日本ではミャンマー難民を対象を限っているのです。このような詳しい資料にご関心のある方は、「法務省、難民」とキーワードを打てばホームページ（HP）を呼び出せるので、是非ご覧頂きたいと思いません。

今、ウクライナから日本に来ている方々がどういう状況かという、これも PC で「日本、ウクライナ難民、受け入れ」とキーワードを打ち込むと、法務省 HP で週に 2 回データを更新していて、詳しい資料を見ることができます。それによると 8/24 現在の速報値で、既に 1,783 人が日本に入国しています。但し、このうちの一部に帰国した方もいると思われるので、今現在この全員が日本にいるわけではありません。同じ HP の中に、日本のどこにその人たちがいるのか、という都道府県別のデータがあります。東京都の 380 人、次が神奈川県 118 人、福岡県 105 人、大阪府 104 人などが多く滞在している自治体です。その他とあって 227 人いますが、これは日本に来てまだ行き先が決まっておらず、ホテルなどに一時的に滞在している方々です。この方たちは、条約難民ではないので、日本政府は難民

認定はしていません。そういったこととは関係なく、ウクライナから来た人は在留許可を1年延長できることになっています。これも同じHPに載っていますが、8/24現在の大人と子供の比率として、1,783人のうち大人が1,172人、61歳以上のお年寄りが228人、18歳未満が383人となっています。日本に入国した方の中には、観光ビザなどの短期滞在で来た方もいるわけですが、希望すればそこから1年間日本に滞在することができ、また特定活動ということで働くことができるという、他の避難民であればあり得ないような待遇となっています。この特定活動のビザに1,497人が切り替えています。この方たちは、1年経ってもウクライナの情勢が解決していなければ、希望すればさらに滞在を延長できるという特別な待遇になっています。こういう待遇を受けているのは、ウクライナからの避難民の方だけです。

難民問題はどのように解決するかというと、先ずは自主的な帰還です。この実現のためには、逃げてきた理由・原因が解決していなければなりません。次に、最初に逃げた国、1次庇護国に定住・統合されていくという形。3つ目に、第三国定住です。

難民や避難民の方たちは、1番目の自主的な帰還を望む方々が多く、だからこそ近隣諸国にとどまっているケースが多いわけですが、結果的に難民は圧倒的に途上国に留まっている数が多くなっています。こうした事態を受けて、国連をはじめ国際社会が「グローバル・コンパクト」という考え方を提示しています。これは、2018年の国連総会で採択された考え方で、難民受け入れの負担が一部の国に偏りすぎているということで、「レスポンスビリティ・シェアリング」とか「バードウン・シェアリング」と言われていますが、国際社会みんなで責任の分担をしていこうという考え方です。難民受け入れ国の負担を軽減するために、支援をしたり（これは、日本もかなりお金を出していると思います）、安全かつ尊厳ある社会に向けた環境を整備していく（この中に地雷除去なども含まれます）、同時に第三国定住を拡大して行こうというものです。

こうした中で、日本でこの8月に動きがありました。アフガニスタンの政変は今年の8/15に起きたのですが、その1年後の今年の8/19に出入国在留管理庁が昨年8月以降に日本に避難してきたアフガニスタン人820人のうち18世帯98人を難民と認定したのです。これは、条約難民だと認定したということです。

実は日本では、今年の難民認定者数が過去最多だったのですが、それを上回る認定者数を8月一か月で更新したことになります。但しこの98人は、全員カブールの日本大使館の現地スタッフだった方たちなのです。18世帯、つまり職員18人とその家族だと思われます。

日本と縁のある方々に、人道的配慮を行うことは大歓迎なのですが、縁のある人だけ受け入れるということでは、そもそもグローバル・コンパクトの主旨に合わないし、相馬先生がおっしゃっていた「心の開国」にもそぐわないのではないかと思います。さらに言うなら、日本に縁のある人というのはこの場合日本政府と縁のある人ということで、820人中の約100人の認定ですから残りの720人強は同じような状況にあっても認定されていないということです。

日本の難民受け入れの課題についてですが、難民の認定制度そのものに問題があるという言い方もありますが、法務省の出入国在留管理庁が管轄している以上、今のやり方のように条約にピッタリ合うような対象者だけを受け入れていくしかないわけで、難民政策とか外国人の受け入れ政策そのものが不在なのではないかとの指摘もあります。認定基準が厳しいということも言われています。

それでは一体、私たちはどのような国で生きていきたいのだろうかということです。

冒頭申し上げましたように、インドシナ難民の受け入れが1つ目の「心の開国」だとしたら、ウクライナ避難民の受け入れが2つ目の「心の開国」につながるのでしょうか。

難民問題を考えるということは、文化的・言語的背景の異なる他者を、日本にどう受け入れるのかを考えることなのではないかと思うのです。今回の日本政府のウクライナ避難民の受け入れは素晴らしいのですが、これが他の人達にも広がるようにしていくことが必要なのではないでしょうか。ウクライナの人達にだけ「心の開国」をするのでは、相馬先生が唱えた「心の開国」の2つ目とはならないのではないかと考えています。

ご清聴ありがとうございました。

以上